2021年7月13日

新型コロナウィルスに関する職員への注意喚起（第７弾）

新型コロナウィルス対策本部

変異株(デルタ株)の感染拡大 ・ 第5波への警戒

感染防止対策の徹底を

兵庫県の「まん延防止等重点措置」は７月11日に解除されましたが、行政からは解除にあたって「高齢者施設・障害者施設等の皆様に要請させていただく内容に変更はありません」という通知が来ており、引き続き基本的な感染防止、職員や利用者の体調管理、検査の積極的な活用など、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施が求められています。

特に高齢者・障害者施設に対しては

○ 施設での面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること

○ 原則、利用者の外泊・外出を自粛すること

○ 施設の職員及び施設等と関わりのある職員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること

が継続して求められています。職員の皆さんには長い期間にわたり大きな負担を強いることになっていますが、クラスターを発生させないために、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

職員の皆さんへのお願い

○ 手洗い・うがい・手指消毒、「３密」（密閉・密集・密接）の回避と換気の徹底

○ 職員の食事休憩時に、十分な感染対策（仕切り、時間、人数制限等）を実施
　マスクなしでの会話は禁止

○ 更衣室でのマスク着用等の感染対策を徹底

○ 発熱（平熱より高い場合も）等の体調不良時は出勤せずに、速やかに上司へ連絡

○ 通勤等で公共交通機関を利用する時は、三層マスク以上を使用

○ 不要・不急の外出・移動の自粛（特に感染拡大地域との往来・帰省は自粛）

「新型コロナウィルス感染症対策に徹底して取り組む」
「万一感染者が出た場合でも感染を最小限に食い止め、クラスターを発生させない」